

産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成29年2月8日

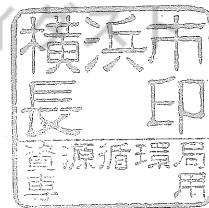
住所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目3番地8

氏名 株式会社 アイダスト 代表取締役 杉山 哲平 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

この許可証写しは、電子公開用として掲載したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条 第1項 第15条の2の6第1項の規定により、設置 変更 の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日	平成29年2月8日	許可番号	10361
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又はがれき類の破碎施設 木くず		
設置場所	横浜市金沢区鳥浜町12番地32		
処理能力	木くず 99.54t/日(9時間)、11.06t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。